

岐阜県立関有知高等学校 学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、人として絶対に許されない行為である。

一方で、いじめは全ての生徒に関する問題であり、どこの学校でもどの生徒にも起こり得ることであるという認識に立ち、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう努める。

(2) いじめの定義 <いじめ防止対策推進法：第2条>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする（肩パンチ等含む）
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも起こりうることである。とりわけ、仲間はずれや無視などの暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する場合が多い。また、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

(4) 生徒の責任

生徒はいじめをしてはいけない。いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

(5) 学校及び職員の責務

学校及び職員は、保護者・地域・関係機関との連携を図りつつ、学校全体で未然防止や早期発見に努める。また、取り組みを進めるにあたり、年度初めには「いじめ防止対策基本方針」を生徒・保護者・関係機関等へ周知する。さらに「いじめ防止対策基本方針」に基づく取組の状況を学校評価の評価項目に位置付け、点検の結果を踏まえ必要に応じて改善を図る。

(6) 本校の方針

- ・いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為であるということを全職員が認識し、生徒が安心して過ごせる環境づくりに努める。

- ・ いじめの事実が見られたときは、毅然とした態度を持ち組織的にスピード感を持って対応する。
- ・ いじめに向かわせない集団づくりにあたり、思いやりのある良好な人間関係の育成に努める。
- ・ 職員間の情報の共有や共通理解はもとより、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携を図り対応する。
- ・ いじめを許さない学校づくりを進めるにあたり、教職員の人権感覚を高める研修等を開催する。
- ・ 未然防止のための年間を通じた取組を計画する。(別紙 年間計画)

(7) いじめの解消

- ・ いじめが解消している状態に至っていても、「いじめ解消の定義」に基づき、その時の指導等により解消したと即断することなく、再発することが十分に考えられるものとして、継続して注意を払う。
- ・ 事案に応じて、外部専門家と連携した心のケアを継続する。

※いじめ解消の定義

いじめの解消とは、単に謝罪や形式的に責任を問うことではない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることであり、その期間は少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合とする。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 組織 <いじめ防止対策推進法：第22条>

学校は、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

[名称]

関有知高校いじめ防止対策委員会

[構成員]

- ・ 学校関係者（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談係、進路指導主事、学年主任、養護教諭）
- ・ 第三者委員（弁護士、臨床心理士、保護者代表、地域代表）

[運営]

- ・ いじめの未然防止、早期発見等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織とする。
- ・ 年2回（5月、2月）「関有知高校いじめ防止対策委員会」を開催し、学校はいじめ防止に対する取組について協議する。その際、学校の実情を報告するとともに第三者委員の意見を聞き見直しを図る。

(2) 学校の取組

- ・ 「いじめめいわく調査」「教育相談旬問」をそれぞれ年間3回実施し、日常の学校生活の把握に努める。また、学校全体で日頃から生徒が話しかけやすく、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・ 学年会や情報交換会等の活用により、情報の共有と校内連携の充実を図る。
- ・ 支援や配慮を必要とする生徒には、日常的に適切な支援を行うとともに保護者や外部専門家と連携をとる。

ア 生命や人権を大切にせる教育

- ・様々な集団活動を通して、道徳心や倫理観を培うことや、互いの人権を大切にせる心を育てる。
- ・いじめが刑事罰の対象になり得ることや、いじめの法律上の扱いを学ぶ機会を設ける。

イ 居場所のある集団づくりや分かる授業づくり

- ・生徒参加型の授業の工夫やICTを活用することで、「分かる・できる」授業づくりに努める。
- ・HR活動、学校行事等を通して生徒間のコミュニケーション力を育み、互いを認め合える人間関係を育成する。

ウ 自己指導能力を高める工夫

- ・MSリーダーズ活動などの社会貢献活動を通じて規範意識の高揚に繋げる。
- ・学校行事、地域貢献やボランティア等、自己有用感や自己肯定感に繋がる活動の場の提供に努める。

3 いじめ早期発見のための手立てについて

ア 面接によるいじめの発見

- ・教育相談旬間や三者懇談を活用し、悩みや相談の聞き取りに努める。

イ アンケートによるいじめの発見

- ・生徒理解に関する検査（hyper-QU）を実施し、個々の生徒の理解とクラス経営に活用する。
- ・「いじめめいわく調査」を行った際は、いじめの発見に役立てるのみならず、めいわく行為についても聞き取りを行い、本人の心の安定に努めることや、いじめ事案に繋がらぬよう手立てを講じる。

ウ 生徒情報の共有

- ・毎週行われる学年会では、生徒の変化等の情報の収集に努める。必要に応じてその情報は、月に1回行われる情報交換会を通じて、全職員で共有する。

4 いじめ事案発生時の対応・対処について

※対応フロー図は別紙参照

(1) いじめ事案発生時・発見時の初期対応

いじめに対する措置 <いじめ防止対策推進法：第23条>

学校教職員等は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

[留意事項]

- ・学校職員がいじめを発見、又は相談を受けた時やいじめが疑われる事案の報告があった場合には、速やかに「いじめ対応生徒指導委員会」にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ・必要に応じて、第三者委員を含む「関有知高校いじめ防止対策委員会」に報告し会議を開催する。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときにはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査にあたる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

〔組織〕

・いじめ対応生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談係、進路指導主事、当該学年主任、当該クラス担任、当該学年生徒指導担当者、養護教諭、（部活動顧問）

〔対応手順〕

被害生徒、加害生徒、周囲の生徒からの事実関係の把握

（生徒指導部を中心に、該当生徒と信頼関係のある教員が個別に聞き取りを行う。）

※聞き取りの際は、不測の事態を考慮し生徒を一人にしない。

いじめとして対処すべき事案か否かの判断

（いじめ対応生徒指導委員会を開く。）

※判断材料が不足しているときはさらに調査

＜いじめに非該当と判断した時であっても、経過観察＞

いじめ事案として対処すると判断した時は、いじめ対応生徒指導委員会にて指導方針の確定

- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）や保護者への説明
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）や保護者への説明
- ・関係クラス生徒等へのケア
- ・地域担当生徒指導主事へ報告
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）
- ・重大事案は地域担当生徒指導主事を経由し県教育委員会への連絡と経過説明

（２）「重大事態」と判断された時の対応

※重大事態の定義　＜いじめ防止対策推進法：第２８条＞

いじめ重大事態とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ①いじめにより、当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記に該当する場合は、本人・保護者の意思に関係なく「いじめ重大事態」として扱う。

〔組織〕

・「いじめ対応生徒指導委員会」に、必要に応じて第三者委員を加え「関有知高校いじめ防止対策委員会」で対応する。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

※県の施策「スペシャリストサポート事業」による第三者（精神科医、社会福祉士等）の派遣を活用する。

[対応手順]

- ・ いじめ事案発生時の初期対応に準ずる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 地域担当生徒指導主事を経由し県教育委員会へ報告する。
- ・ 教育委員会からは詳しい調査方法等について指示を仰ぐ。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・ 県教育委員会と連携を取り指示を仰ぎながら行う。また因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明らかにする。
- ・ 生徒への聞き取りやアンケートを実施するときは、被害の生徒や情報提供の生徒を守ることを最優先とし、本人・保護者に説明する等の措置をする。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、学校としての説明責任を怠ることなく果たす。
- ・ 調査結果は、県教育委員会へ報告する。
- ・ 調査結果により明らかになった事実関係は、教育委員会による指導支援を受け、いじめを受けた生徒・保護者に対して情報を提供する。

5 情報等の取扱い

(1) 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存は、指導要録との並びで最低でも当該生徒が卒業後、5年間とする。

(保存するデータ：心理検査等、いじめ・めいわく調査、メールによるいじめアンケート、進路調査等)

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修を実施し生徒指導に積極的に活用する。

平成 26 年度 4 月 1 日施行

平成 27 年 4 月 27 日 一部改訂
平成 28 年 4 月 18 日 一部改訂
平成 29 年 4 月 24 日 一部改訂
平成 29 年 10 月 31 日 一部改訂
平成 30 年 4 月 6 日 一部改訂
平成 31 年 1 月 31 日 一部改訂
令和 2 年 4 月 1 日 一部改訂
令和 2 年 6 月 30 日 一部改訂
令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂
令和 4 年 4 月 1 日 一部改訂
令和 5 年 4 月 1 日 一部改訂
令和 6 年 2 月 7 日 一部改訂